

8行政区の一部で公共下水道供用開始

3月31日

佐谷区・上須恵区・南米里区・
大島原区・新原区・旭ヶ丘区・
山の神区・恵西区の各区内一部区域

公共下水道普及率

約 72%

(平成 26 年 3 月末予定)

私たちの生活と下水道の役割

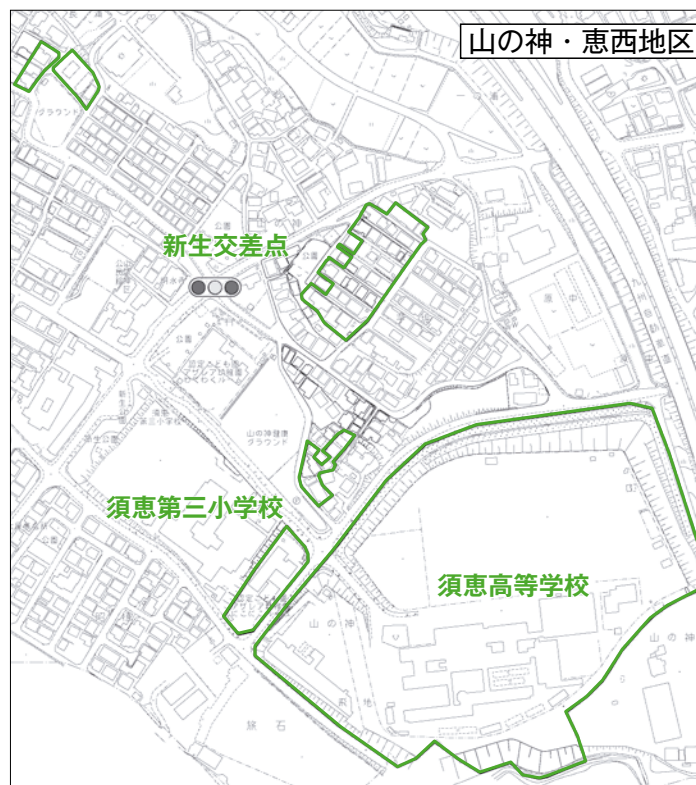
炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していくうえで一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の後始末をするのが下水道です。下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割をはたし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

多々良川流域 6 町（須恵町・粕屋町・志免町・宇美町・篠栗町・久山町）では、汚水をすべて多々良川浄化センター（粕屋町）で処理して多々良川に放流しています。

この事業は、町民の皆さんに利用していただいてはじめて、事業効果が発揮できます。

住みよい町づくりのために、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



工事に関するお問合せ

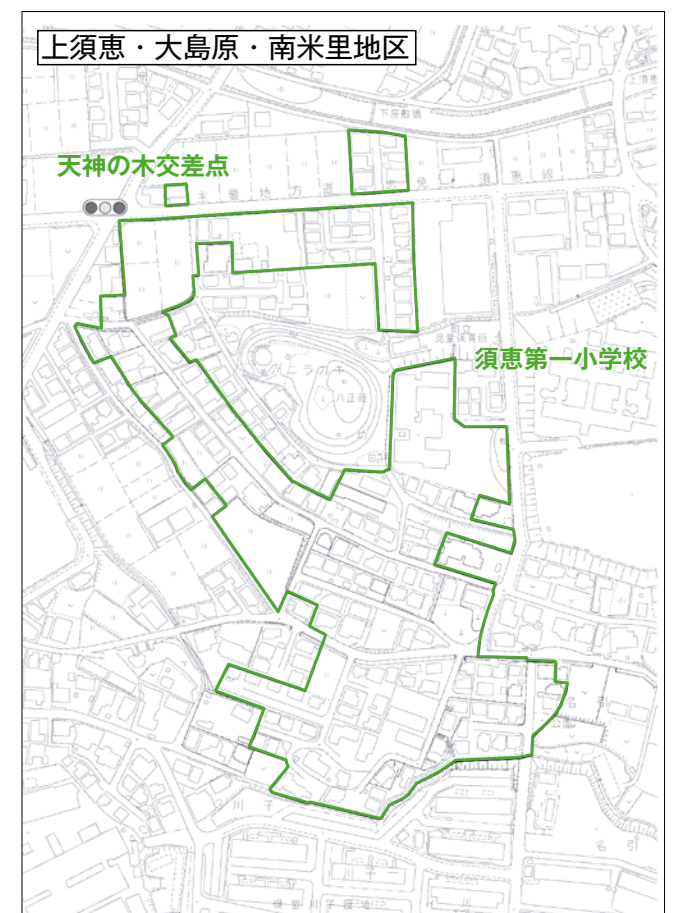
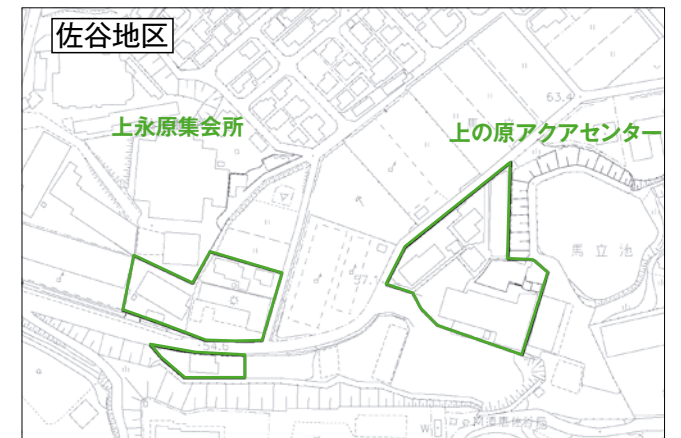
上下水道課 下水道係

☎ 932-1151 (内線 266)

負担金・料金に関するお問合せ

上下水道課 管理係

☎ 932-1151 (内線 232)



供用開始後の3つのご負担

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民の皆さんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大な経済的負担をおかけすることになります。

町では、供用開始から3年以内に工事をされた人を対象に、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金など皆さんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を準備しています。

下水道の供用開始地区の皆さんに、ご負担いただく費用は次のとおりです。

▶ 受益者負担金 土地の面積〇〇㎡× 500 円

供用開始された土地の面積に応じて負担していただくもので、1 回限りのもので、全額納付されれば、以降、その土地に対して負担金を徴収することはありません。

▶ 排水設備工事費 水洗トイレの改造や公共桝への接続工事に係る敷地内工事など、土地の広さや便器の種類などによって異なります。須恵町排水設備指定工事店にお問合せください。

▶ 下水道使用料 毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。

